

ベーシックインカムと郵便局

- 無条件所得給付の意義 -



同志社大学経済学部教授 山森 亮

～要旨～

新型コロナウイルスの感染が世界規模で拡大するなかで、ベーシックインカム（Basic Income）についてのニュースが相次いでいる。ところが同じ「ベーシックインカム」という名前で報道されていても、それぞれの場合に議論されている政策の中身には、いくつか異なったものが混在している。

本稿ではまず、こうした「ベーシックインカム」と呼ばれている複数の政策の違いを解説する。ついでそれぞれの政策をめぐる国際的な施行や実験の状況を概観する。最後に、それぞれの政策の持つ意義を検討する

1 ベーシックインカムの学問的定義とその揺らぎ

(1) 定義と暗黙の合意

ベーシックインカムとは、「すべての人に、個人単位で、資力調査や労働要件を課さずに無条件で定期的に給付されるお金」のことである¹⁾。

「個人単位」とは、第一に、一人ひとりに個別に給付を行うということであり²⁾、第二に、世帯人数などによって一人あたりの給付額の増減を行わないということである。「資力調査」とは、支給にあたって、所得や資産が一定以下であるという条件を課し、そのために所得や資産の状況を審査することである。社会政策では所得や資産の多寡を問わない制度を「普遍的 Universal」、問う制度を「選別的 Selective」という。ベーシックインカムのことをしばしば「普遍的ベーシッ

クインカム」と呼ぶのはこの点を踏まえたものである。「労働要件」とは、就職活動を行っているか、就業意思があるか、などを審査し、それらがない人には支給しないという要件である。ベーシックインカムは時に「無条件ベーシックインカム Unconditional Basic Income」とも呼ばれるが、「無条件」とは、狭義には労働要件を課さないことを指し、広義には、上記3つすべて、すなわち、世帯規模を問わず、資力の有無を問わず、労働要件を問わないことを指すとされる³⁾。また「定期的に」というのは、一回限りとかではなく、典型的には毎月、あるいは年4回などのような形で給付されることをいう⁴⁾。「お金」とは、用途の限られたバウチャーや商品券のような、あるいは現物による給付ではなく、用途が限定されない一般的な購買力を持つもの、す

なわち通貨による給付であることを指す。

なお上記の定義には含まれていないが、通常ベーシックインカムの議論では、第一に、権利性があること⁵⁾、第二に、受給額が個人間で一定であること、第三に、受給額が突然大きく変動したりしないこと、第四に、受給額の水準は、労働市場に参加することなく他の社会サービスとあいまって生活を保障しうる水準であることなどが想定されている⁶⁾。そうした額のことを完全ベーシックインカム、それ以下の額のことを部分ベーシックインカムと呼び分けたりもする⁷⁾。アメリカ合衆国アラスカ州のアラスカ恒久基金が部分ベーシックインカムの例としてしばしば言及される。完全ベーシックインカムを一定期間以上実現している社会はまだない。

(2) 最低限度か、それとも最適か

ここまでは、研究者のあいだでおおよその合意がとれている点であるが、他方で、いまだ合意がない部分もある。ひとつは受給額の水準が、他の社会サービスと相まって、労働市場に参加することなく、生活を保障するものであるという点にかかわって、それがいわゆる生計がなんとか維持できる「最低限度」の水準なのか、あるいは様々な、文化的・社会的・政治的な参加を可能にする「最適」な水準なのかという点である⁸⁾。

(3) 郵便局か、それとも税務署か

もう一つは、給付と税の関係をめぐって、二つの立場があることである。例えば一人毎月10万円の(部分的ベーシックインカム)の給付を考えてみよう。Aさんの所得税納税額がひと月当たり8万円、Bさんは30万円とした場合、Aさんには給付から税を引いた差額の2万円のみを支払い、Bさんには給付せず、税額を給付分

減額し20万円とする、といったような給付と税を一体化する制度設計をベーシックインカムとして認めるかという点である。

1930年代から90年代まで、半世紀にわたって一貫してベーシックインカムを提唱してきた経済学者のジェイムズ・ミード⁹⁾は、ベーシックインカムの給付は、例えば郵便局などの、徴税組織とは異なった機関を通じて給付されるべきだとする。つまり上記のような給付と税の一体化した制度設計は、ベーシックインカムとして認めないという立場である。

これに対して、1950年代から60年代にかけてベーシックインカムを提唱した経済学者のクラレンス・エアーズ¹⁰⁾は、給付と税を一体化した制度設計を提案している。この場合、税務署が徴税と一体で給付も行うことが想定されている。

仮に、ミードの提案を郵便局ベーシックインカム、エアーズの提案を税務署ベーシックインカムと呼ぶとすれば、前者がベーシックインカムであることは誰もが認めるところであるが、後者をベーシックインカムに含めうるかどうかについては、反対の立場もあり、合意が存在しているとは言えない状況である。反対する立場の理由は、第一に、原理的なもので、前述の定義のうちの「普遍性」を満たさないと考えるからである。第二に、実際的な問題点、すなわち、税務署ベーシックインカムの場合、実際の納税額は事後的にしか確定しないわけだから、とりあえず暫定で額を確定し、給付ないし税額控除を行い、確定後に場合によっては追加給付や追加納税が行われる形になる。このような不確実性は、とりわけ税務などの知識に乏しい貧困層において、先行きを見通しにくくさせてしまうとの批判だ。

2 ベーシックインカムの政策構想

(1) ベーシックインカム・保証所得・最低所得保証

さて、ベーシックインカムは、より広義の保証所得 (Guaranteed Income) という概念の一部である (図1)。既存の所得保障制度が達成できていない、最低限の所得をすべての人に保証することを実現しうるすべての制度がこの保証所得に含まれる。保証所得は1970年代欧米で広く議論されていた。アメリカ合衆国のニクソン政権下で法案が議会に提出されたり、フランスのジスカール・デスタン政権下で検討がされたりと、当時の福祉国家の改革案として左右を超えた支持を集めていた¹¹⁾。図では給付のみを視覚的に図示しているので表すことができないが、税と給付にかかわる「負の所得税」もこの保証所得概念に包含されうる¹²⁾。

1970年代から80年代にかけて、ベーシックインカムは保証所得一般から区別されるようになった。まず社会運動のなかで、既存の所得保障制度における資力調査の性差別的な運用に苦し

む女性たち (所得や資産の制限を伴う制度の受給には、生計を一にする範囲の調査が不可欠だが、その結果とくに女性の申請者のプライバシーを侵害したり交友関係を制限することとなった。) によって、資力調査の要らない仕組みとしてベーシックインカムが区別された¹³⁾。

やや遅れて研究者たちが、ベーシックインカムの積極的な意義を理論化していく。その一つにベーシックインカムは社会で共有されているもの (commons; 土地、資源、信頼関係など) の利用によって生み出される富は、社会の成員全員によって共有されるべきだというものがあり、そうした発想は18世紀末まで遡ることができることも明らかとなった¹⁴⁾。

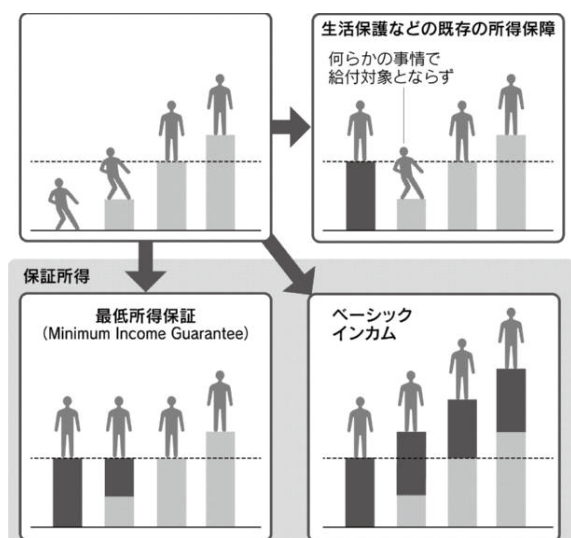
保証所得は当時、保証適切所得 (Guarantee Adequate Income)、保証最低所得 (Guaranteed Minimum Income)、保証年間所得 (Guaranteed Annual Income) など、さまざま呼び方をされていた。ベーシックインカムも実はそうした保証所得の多様な名称のうちの一つだった。すなわち、1970年代までは、保証所得、最低所得、ベーシックインカムといった言葉は漠然と相互互換的に使われていたのだ。その後、本稿で整理しているような形で学問的には議論が精緻化され、それぞれの概念も明確化されたが、学問の世界の外では、1970年代の社会運動の記憶もあり、以前の相互互換的な使い方も継続している。

(2) コロナ危機下のベーシックインカム報道

例えば、今次のコロナ危機の中でベーシックインカムをめぐる様々な動きが報道されている。じつはそのうちの幾つかはベーシックインカムではなく、最低所得であったり、保証所得であったりする。

2020年3月末にはブラジルで緊急市民ベーシックインカム法が可決¹⁵⁾。ただしこれは最低所

図1 ベーシックインカムと他の所得保障政策との関係



(出所) 山森2020d

得的なものだ。4月のイースターに発表された書簡でローマ法王がベーシックインカムに言及¹⁶⁾。同月末にはアメリカのペロシ下院議長が、ベーシックインカムに肯定的な発言との報道¹⁷⁾。これも保証所得だ。5月にはスコットランドのスタージョン首相が、ベーシックインカムを導入する「時が来た」と発言¹⁸⁾。同月末にはスペイン政府がベーシックインカムの導入を決定との報道¹⁹⁾。これはしかし部分的な最低所得である。6月には、アメリカの11の都市の市長がベーシックインカムを求める連合を結成したこと、テスラやスペースXなどを設立した実業家イーロン・マスクがその連合への支持を表明したことなどが報じられた²⁰⁾。これは保証所得である。

7月には、以前よりベーシックインカムを支持してきたアントニオ・グテレス国連事務総長が再びベーシックインカムに言及、さらには国連開発計画(UNDP)が途上国での緊急ベーシックインカムを提言などの報道が続いた²¹⁾。前者はベーシックインカムだが、後者は最低所得的な提案である。9月にはカナダで、与党自由党の国会議員のあいだでベーシックインカムの支持が広まっていること、カナダ精神医療協会がベーシックインカムを支持したことなどが報じられた²²⁾。10月にはイギリスでベーシックインカム実験を求める超党派の国会議員と地方議員の連盟の動きが報じられた²³⁾。これらはベーシックインカムである。

3 コロナ危機下でのベーシックインカム及びベーシックインカムの政策的意義²⁴⁾

(1) 短期的理由：コロナ危機下での保証所得

短期的には、急激な感染拡大による医療崩壊を防止するための外出制限や「自粛」要請との関係で、必要となる所得補償という文脈での議論がある。どこの国でも、緊急の政策は、既存

の政策の延長上で考えられるのが普通であり、その点では、ほとんどの国で既存の失業対策などの政策は所得制限を伴う選別主義的なものであるから、緊急の政策もそのようなものとなりやすい。

これに対して、第一に、従来の選別の方法やその背景にある前提が、コロナ危機という未曾有の事態の中で、現実との齟齬をきたしているという指摘がある。また第二に、そもそも選別的な制度はコロナ危機以前から現実との齟齬をきたしていたのではないかと指摘もある。

これらから従来の制度の延長ではない、ベーシックインカムを含む保証所得の議論が遡上してきたのである。

(2) 中期的理由：コロナ危機後の経済政策

中期的には、経済対策という文脈でのベーシックインカムや保証所得の導入の議論がある。外出制限が必要となるような短期的な期間を超えても、多くの産業は過去には戻れず、またこれまでの経済危機と同じように、信用の収縮による経済活動全般の停滞も免れない。ただ、上記の「短期」的な事態は、多くの国で一ヶ月から半年程度を想定していたが、より長い期間を考えざるを得なくなっており、短期と中期というのは時間軸としては重なりつつある。

(3) 長期的理由：コロナ危機が明らかにした社会経済システムの限界

長期的には、コロナ危機後の社会はどのようになるべきなのか、あるいはならざるを得ないという視点での議論がある。外出制限あるいは「自粛」要請なるものが必要となっているのは、感染の急速な拡大による医療崩壊を防ぐためだと言われている。しかし崩壊から守るはずの医療や公衆衛生といった私たちの社会の共有財産

自体が、パンデミック以前にすでに切り縮められ脆弱な状態にされてしまうということが、国によれば数十年以上、大きな枠組みで言えば「ネオリベラリズム」と呼ばれる政策動向のなかで行われてきた。

ネオリベラリズム下で第一に、終身雇用や生活賃金などのいわゆる日本的雇用慣行が適用されない形で働く労働者の数が増大してきた。日本ではいわゆる「正社員」と呼ばれる労働者に比べて、非正規、フリーランスと呼ばれる人びとの方が、失業しやすく、また失業ないし自宅待機などの形で労働できなくなったときのさまざまなセイフティーネットから漏れやすい。たとえばコロナ前から、失業者のうち失業手当を受給できている人は3割を切っていた。これは正社員で雇用保険の加入率が9割を超えていることを考えると、雇用保険に入れない人ほど、不均等に失業のリスクにさらされており、そのことに既存の制度が対応できていないことを示唆している。また途上国では、フォーマルセクターよりインフォーマルセクターの労働者が甚大な影響を受けている。

第二に、社会にとって「必要不可欠」なはずの仕事ほど、報酬その他の労働条件が、その「必要不可欠」度合いに見合っていない傾向にあることである。ネオリベラリズム下での労働法制をめぐる規制緩和の動きはこの傾向に拍車をかけている。コロナ禍では、社会にとって必要不可欠で、かつリモートワークなどできない性質の仕事に、感染リスクを負いながら従事している人たちを「エッセンシャルワーカー」と呼んで称える動きがあった。ただ一部の医師などを除いて、そうした労働を担っている人たちの労働条件は、このコロナ禍にもかかわらず妊婦であっても休めなかったり、そもそも賃金が低かったり雇用形態が不安定であったりと、

相対的に良くない。にもかかわらず、拍手やブルーインパルスの飛行といった「応援」を超えて、エッセンシャルワーカーの労働条件を改善する動きは、多くの国で鈍い。

第三に、社会にとって「必要不可欠」な仕事エッセンシャルが、その社会で「労働」として認知され、報酬が支払われているとは限らない。育児や介助などのケア活動は、社会にとって必要不可欠であるが、有償であれ、無償であれ、その多くは不均等に女性によって担われている。有償の場合、ケア以外の労働と比べて価値を低く見積もられていることが多く、無償の場合は労働としてすら認知されていない。たとえば2月末に突如発表された数日後からの休校要請は、こうした社会のケア労働への過小評価を可視化させるものであったといえよう。こうした無償労働＝アンペイドワークの問題は、1970年前後の女性解放運動のなかで問題化されたが、その後のネオリベラリズムの隆盛のなかで、有償労働の場での不平等ほどには焦点があたりなくなってしまった。

コロナ禍にあつて様々な復興案が議論されているが、これらの頭在化した——いずれもジェンダー化されている——不平等や矛盾の是正という視点を欠いている場合が多い。このことをいち早く指摘した公的文書が、4月に出されたアメリカ合衆国ハワイ州女性の地位向上委員会による提言「背中を踏みつけて歩くのではなく、橋を架ける：COVID-19からのフェミニスト経済復興計画」²⁵⁾である。相対的に女性が多く担ってきたケア労働の価値が安く見積もられているのは、政治的なものであって、そのような「不平等な現状の維持」ではなく、「深い構造的な転換」が、コロナ禍からの経済復興で目指されなければならないとし、政策パッケージの一環としてベーシックインカムの導入を提唱している。

ベーシックインカムは他の政策と適切に組み合わせられれば、上述の三つの不平等を改善する道筋の一助となりうる。例えば多くのエッセンシャルワーカーの労働条件が改善してこなかった理由の一つは、食べていくために辞められず、また辞めても代わりを雇うことができる雇用者側に改善へのインセンティブが働かないことである。適切な額のベーシックインカムは、こうした状況を劇的に変える力がある。

一方で社会的共通資本、コモンズ、ユニバーサルベーシックサービスを整えていくこと、同時に他方で公正賃金やペイ・エクイティを実現していくこと、そうした政策パッケージの一環としてベーシックインカムを求めていくという流れがある。

また成長優先の経済のあり方が環境を破壊しパンデミックを引き起こしているとし、脱成長に舵を切るべきで、そのための政策パッケージの一つとしてベーシックインカムは注目を集めているのである。

4 日本における導入の可能性と留意点

イギリス、ドイツなど多くのいわゆる「先進国」でコロナ禍での所得保証が行われてきたが、日本ではコロナ禍での所得保証を謳った新しい政策は導入されていない²⁶⁾。

スペインなどで試みられている新しい最低所得保証の取り組みは、日本においても、真剣に検討する価値があるだろう。コロナ危機下で、生活保護申請は増えているが、生活保護はもとも保護基準で生活している人たちがすべて受給できるような制度設計にはなっておらず、その捕捉率は2割前後と言われている。生活保護をより利用しやすい形に変えていくと同時に、生活保護からは漏れてしまう人びとが利用できる制度を、まずは時限的な形ででも導入すべき

ではないだろうか。

またアメリカ合衆国で保証所得を求める11都市の市長会の動きのなかで、「一回限りの支払いでは十分ではない」というスローガンが掲げられている。これは一回限りの特別定額給付金を行った日本にも当てはまる要求だろう。特別定額給付金は、普遍的給付としては2010年から2年間存在した子ども手当に次ぐものであり、路上生活者の多くを実質排除するなどの問題点を伴いつつも、支給対象者は過去最大規模の給付であった。一回限りであること、原則世帯単位であることから、ベーシックインカムとは呼べないが、それでもベーシックインカムの部分をもつ給付であったとはいえよう。

保証所得一般ではなく、純粋なベーシックインカムを今後もし日本で導入するとすれば、少なくとも十数年以上の長期的かつ漸進的な過程が必要だろう。例えば一人当たり10万円の給付としても、単純計算で年間140兆円を超える予算が必要になる。これだけで現行の予算総額を超えてしまう。日本でベーシックインカムを本格的に導入しようと思えば、税収構造の変更であれ、政府紙幣の発行であれ、大幅な経済システムの転換が必要となることは明らかな。理論的な実行可能性はあるが、社会的政治的合意を形成することは容易ではない。合意が形成されたとしても、十分な移行期間が必要だ。

短期的な展望としては、基礎年金の税財源化、児童手当の普遍化や、あるいは人口過疎地域居住者に地域通貨などによる部分ベーシックインカムの給付を行うなど、様々な可能性が考えられる²⁷⁾。またコロナ禍との関連では、時限的な緊急ベーシックインカムも考えられてよいだろう。

問題点としては、現在日本では「ベーシックインカムの導入はそれ以外の社会保障の全廃と

セット」だという理解が広まっていることが挙げられるだろう。そのような議論は日本独自ではなく、ミルトン・フリードマンの負の所得税構想にまで遡る。しかし国際的な理解としては、ベーシックインカムによって置き換えられるのはベーシックインカムが直接に代替しうるものだという理解が標準的である。たとえばイギリスでは国民医療サービス（NHS）という制度があるが、ベーシックインカムと引き換えにNHSを廃止するというような理解をしている人はほとんどいない。むしろ「ベーシックインカムは私たちの世代のNHSだ」²⁸⁾という言葉に象徴されるように、既存の社会保障制度を土台に、そこに付け加えられるものと考えられている。今の日本の言説状況を考えた時には、ベーシックインカムの議論が既存の社会保障制度の削減に利用されないよう留意が必要であるように思われる。

【注】

- 1) Basic Income Earth Network (BIEN) の定義による。BIEN は Basic Income European Network として 1986 年に設立され、主にそこに集う研究者たちによってベーシックインカム概念の明確化と議論の深化が行われてきた。2004 年に世界規模のネットワークとして現行の名称に改称された。筆者は 2012 年より理事を務めている。上述の定義は 2016 年に改訂されたもので、筆者は定義改定作業のワーキンググループの座長を務めた。
- 2) 権利者が未成年の場合どうするかについて、おもにヨーロッパでの児童給付の先例にならい、主たるケア提供者への支給と考えるのが一般的である。
- 3) 狭義の用法は BIEN の定義にみられる（山森 2018）。広義の用法の例としては、van Parijs and Vanderborght 2017 など。

- 4) 通常想定されるのは毎週から毎年の範囲内の期間であることが多い。
- 5) ただ権利性があるといった場合、それが基本的人権のような規範的な権利を指すのか、あるいは実定法上の権利として裏付けされていなければならないことを指すのかは、論者によって分かれる。
- 6) BIEN は「私たちは以下の形のベーシックインカムを支持する」として次のような内容の決議を採択した。すなわち、「その水準は、ほかのさまざまな社会サービスと結びつくことによって、物質的貧困を根絶する政策戦略の一部となり、かつ、すべての個人の社会的・文化的参加を可能にするに十分高いものである」「ベーシックインカムの導入と引き換えに、社会サービスや権利を削減することには、もしそのような削減が、相対的に不利益な状況に置かれている人々、低所得の人々の状況を悪化させる場合には、反対する」というものだ。注 1 で触れた BIEN ベーシックインカム定義改訂ワーキンググループでの議論のスピンオフとしてこの決議は生まれた。
- 7) フィンランド政府は 2017 年から 2 年間、税財源の失業手当受給者を母集団として、月 560 ユーロのベーシックインカム給付実験を行ったが、この額は部分ベーシックインカムとフィンランド政府は位置付けている。フィンランドの実験の詳細は、山森 2020b 参照。
- 8) 注 6 で触れた BIEN の決議の内容は、本来ベーシックインカムの定義に盛り込まれる予定であったが、この点の合意が取れないことが主な理由となって、定義に盛り込まず決議という形をとることとなった。
- 9) James E. Meade (1907 - 1995)。ケンブリッジやオックスフォードで活躍。1977 年ノーベル経済学賞。ミードのベーシックインカム論を巡っては、山森 2009 参照。
- 10) Clarence E. Ayres (1891-1972)。アメリカの制

- 度派経済学者。
- 11) Steensland (2008)
 - 12) 負の所得税について詳しくは山森 (2009) 第5章参照。
 - 13) 詳細は Yamamori (2014) 参照。
 - 14) 詳細は山森 (2009) 参照。
 - 15) Andre Coelho, 7 Apr 2020, Brazil: the National Senate approves Emergency Basic Income, Basic IncomeNews, <https://basicincome.org/news/2020/04/brazil-the-national-senate-approves-emergency-basic-income/>
 - 16) Will Jeakle, 13 April 2020, Pope Francis Calls For Universal Basic Income, More Participation Of Women, Forbes, <https://www.forbes.com/sites/williamjeakle/2020/04/13/pope-francis-calls-for-universal-basic-income-more-participation-of-women/?sh=73c17da055f6>
 - 17) Nikki Schwab, 28 April 2020, Nancy Pelosi says it's 'perhaps' time to consider universal basic income pushed by Andrew Yang during his failed presidential campaign, MailOnline, <https://www.dailymail.co.uk/news/article-8265053/Pelosi-says-time-consider-universal-basic-income-pushed-Andrew-Yang.html>
 - 18) Craig Paton, 4 May 2020, Independent, <https://www.independent.co.uk/news/uk/home-news/universal-basic-income-ubi-scotland-uk-nicola-sturgeon-coronavirus-a9498076.html>
 - 19) 30 May 2020, Spain introduces basic income scheme to tackle poverty, Al Jazeera, <https://www.aljazeera.com/economy/2020/5/30/spain-introduces-basic-income-scheme-to-tackle-poverty>
 - 20) Mia Jankowicz, 30 Jun 2020, Elon Musk tweeted his support for a universal basic income after a majority-Black coalition of mayors pledge similar schemes in 11 US cities, Business Insider, <https://www.businessinsider.com/elon-musk-basic-income-tweet-mayors-explore-pilots-2020-6>
 - 21) <https://www.undp.org/publications/temporary-basic-income-tbi>
 - 22) Joan Bryden, 13 September 2020, Guaranteed basic income tops policy priorities for Liberal caucus at upcoming convention, <https://www.cbc.ca/news/politics/guaranteed-basic-income-priorities-liberals-1.5721943>; Canadian Mental Health Association, 15 September 2020, Now is the time for universal basic income!, <https://ontario.cmha.ca/news/now-is-the-time-for-universal-basic-income/>
 - 23) Richard Partington, 31 Oct 2020, Covid job losses lead MPs to call for trials of universal basic income, <https://www.theguardian.com/society/2020/oct/31/covid-job-losses-lead-mps-to-call-for-trials-of-universal-basic-income>
 - 24) 本節の議論は山森 (2002c) と重複する内容を含んでいることをお断りしておきたい。
 - 25) Hawai'i State Commission on the Status of Women (2020) .
 - 26) 諸外国での動きについて、千原 (2020) に詳しい。特別定額給付金の目的としてコロナ禍での所得保証と位置づけられていないことについては山森 (2020c) 参照。
 - 27) 地域通貨を用いたベーシックインカムの給付の試みについては、山森 (2020a) 参照。
 - 28) Murray, Jessica. 2020. 'Our generation's NHS': support grows for universal basic income, Guardian, 10 August 2020

【参考文献】

- 千原則和 (2020) 「主要各国の新型コロナウイルス対策」『世界』9月号
- Hawai'i State Commission on the Status of Women (2020) *Building Bridges, Not Walking on Backs: A Feminist Economic Recovery Plan for COVID-19*
- Steensland, Brian (2008) *The Failed Welfare Revolution: America's Struggle over Guaranteed Income Policy*, Princeton University Press
- van Parijs, Philippe and Yannick Vanderborght (2017) *Basic Income: A radical proposal for a free society and a sane economy*, Harvard University Press
- 山森亮 (2009) 『ベーシックインカム入門』光文社
- Yamamori, Toru (2014) A feminist way to unconditional basic income: Claimants unions and women's liberation movements in 1970s Britain, *Basic Income Studies*, 9 (1-2)
- 山森亮 (2018) 「ベーシックインカムの理念と制度」、シュミット・山森・堅田・山口『お金のために働く必要がなくなったら、何をしますか』光文社
- 山森亮 (2020a) 「連帯経済としてのベーシックインカム」『世界』9月号
- 山森亮 (2020b) 「フィンランドにおける「ベーシックインカム」実験：概要と展望」『社会保障研究』no. 17
- 山森亮 (2020c) 「コロナ危機で揺らぐ社会保障：ベーシックインカムの政策的可能性」『医療白書 2020 年度版』日本医療企画
- 山森亮 (2020d) 「コロナ禍で拡大する格差（下）—労働巡るの不平等を可視化」日本経済新聞 10月16日経済教室

やまもり とおる

同志社大学経済学部教授。Basic Income Earth Network 学術研究担当理事。Cambridge Journal of Economics, Journal of Economic Methodology などに寄稿。著書に Basic Income in Japan (共編、Palgrave Macmillan)、『ベーシックインカム入門』光文社新書(2009年)、『お金のために働く必要がなくなったら、何をしますか?』(共著)光文社新書(2018年)など。イギリス労働者階級の女性解放運動についてのオーラルヒストリー研究で2014年 Basic Income Studies Best Essay Prize 受賞。必要概念の経済思想史研究で2017年 European Association for Evolutionary Political Economy より Kapp Prize 受賞
